

第2回川口市行政評価外部評価委員会（第二部会）			
日 時	令和3年7月2日(金)13:30~15:20	場 所	第一本庁舎6階 601大会議室
評価委員	佐藤部会長、田中委員、富田委員、城守委員	傍聴者数	0名
事務局	企画経営課：山崎次長、竹田課長補佐、田中主査、菅原主任、神山主任		

評価事業	葬祭事業
担当課	保健部 保健総務課
説明者	小澤次長、古川係長、池田主査、田村主任

ヒアリング

◆ 事業の概要及び事前質問への回答について、小澤次長から説明

- 事前質問への回答については別紙のとおり

◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答

質疑応答

・ 委員

- 実施計画事業評価調書の5 視点評価について伺う。「効率性」について、コストに対する成果が高かったのはどのような点か。葬祭業者以外にどんな民間活用があったか。また、「公平性」について、ここでいう受益者とは誰なのか。業者か、市民か。

◇ 「効率性」について。コストに対する成果について、現在本事業の適用申請は、申請者に代わり、業者が申請している。申請者が直接市に申請するよりも効率的であると考えている。また葬祭事業の補助金は申請者一人ひとりに支払うのではなく、葬祭業者に対してまとめて支払いをしていることで効率的に補助金の交付事業を行えているものである。申請を業者が行うことに対して委託料も発生しないことから、コストに対する成果は高いと判断した。

◇ 葬祭業者以外の民間活用はない。

◇ 「公平性」について、受益者は市民が主だが、業者も含まれる。

- 直接市民の声を聞く方法は何か考えているか。

◇ 事務事業の見直しのなかで、本事業の適用承認書を直接ご遺族の方に送付することとしたので、例えばそのなかにQRコードを添付し、アンケート調査を行ったり、川口市めぐりの森でアンケート調査を行ったりすることを検討している。

・ 部会長

- 申請は業者が行うことが効率的だとしているが、他自治体ではどのように申請しているか、把握しているか。

◇ 把握している限り、業者が申請する形をとっている。

- 利用者が申請する自治体もあると思うが、それは把握しているか。

◇ 次回、回答する。

- 業務の効率性という意味においては担当課としては効率的だが、ここではこの事業の効率性を問うているのであって、この事業が効率的だという説明ではなかったと思う。その点いかがか。つまり、市民の福祉は事業の目的であって、それに対して効率的かどうかということである。

◇ 市が一定の基準を示すことが民間の葬儀プランの最低金額が上がることの抑制につながっていると考えており、そういった点が、コストの評価を高めたと考えている。

・ 委員

➤ 川口市内の葬儀だから川口の業者というわけではないと思うが、割合はどのようになっているか。

◇ 川口市めぐりの森の利用登録している市内業者 49 社のうち、本事業に登録している葬祭業者は 31 社である。なお、川口市めぐりの森の火葬実績において、当該 31 社による火葬が全体の 95%を占めている。この割合には、本事業利用以外の葬祭も含まれる。

➤ 本事業の利用率が約 10%となっている点についてどう考えているか。

◇ この制度を見直し時に、他市と同様の制度との比較を行ったところ、他市では約 28%の利用率であったので、それに比べると川口は低いと思われる。

・ 部会長

➤ 49 社というのはめぐりの森の登録業者数かと思うが、それ以外の業者はどのくらいあるのか。そちらが分母になるのではないか。

◇ 49 社以外は把握していない。

・ 委員

➤ この事業はどこに目的があるのか、ぼやけている部分があるように思う。この事業は低所得者向けなのか、広く市民一般向けなのか。低所得者向けであれば所得制限のようなボーダーラインを設けるとか、そうでないならば、もう少しバラエティに富んだプランがあってもよいのではないか。

◇ 現行の葬祭事業が始まったときは生活困窮者を対象としていたと思われる。しかし、現在はそれに加え、急な出費にお金をかけられない方、単純に質素な葬儀を希望する方が増えており、葬祭業者によると、経済的な問題ではなく、葬儀に費用をかけたくないという価値観から本事業を利用している人が多いのではとのことであり、価値観の多様化の中で利用者が増えていると感じるところである。

・ 委員

➤ 自分の価値観で葬儀をしたい人を、市税で補助する必要があるのか。補助をするのであれば、どんな葬儀でも実施したら補助金を給付する制度にすればよいのではないか。葬儀を執り行いたい、何らかの理由で実施することができない方を助けるのであれば、所得制限を設けるべきではないか。

◇ 現在は過渡期で、難しい時期であると思う。やはり、市が一定の基準を示すことで民間の葬儀プランの最低金額が上がることの抑制になるという側面があると思う。所得制限については、最近増えているケースでは、関係性の薄い親族への葬儀にお金をかけたくないといったものもあることから、現時点ではこの形式で事業を実施していく。

・ 部会長

➤ 弱者救済ならわかるが、広く市民にというのは理解しがたい。昔なら葬儀は必ず行っていたが、価値観が多様化したのなら、まさに事業を止めるのが次の段階ではないか。また、広く市民にといいつつ、利用率が 10%と、受益者が限定されているのも気になる。広報がなされていても利用されないのか、市民が知らないのか、どのように考えているか。

◇ 葬祭業者は、遺族の方と打合せをするなかで、市のプランより少し費用のかかる似通ったサービスへ案内することもあるかと思う。儀式としての葬儀をしっかり行いたいという思いが働き、業者とご遺族との間で本事業ではないプランに移行していくこともあると考えている。

・ 部会長

➤ 広く市民にという趣旨もわからないわけではないが、葬祭業者によって単価は異なるということも考えると、業務としては非効率的かもしれないが、市民に直接給付するほうが、公平性があるような気がする。すべての葬儀がどのような形で行われたか把握できない以上、葬祭業者に補助金を渡すのは不透明な印象を受けるが、その点はいかがか。

◇ 次回、回答する。

ディスカッション

◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

・ 部会長

➤ 目的が何なのか、揺れ動いている。
➤ 市民の負担軽減だけでは政策目的としては十分とは言えない。

・ 委員

➤ 一方では低所得者を助けるとしながら、他方では葬儀が変容しているから色々な葬儀に補助を行うとしている。税金で支援することの目的がぼやけている印象がある。

・ 部会長

➤ 低所得者の支援であれば、誰が低所得者になるかというのは、確率的に出てくる話で、誰がいつその所得に該当することになるかわからない以上、保険的に助けるということであれば分かるが、そうではなく、一律ということの意味は明確ではなかった。広く市民にということでも、低所得者ということでもなく、なんでもありのような目的の立て方では、市民の理解を得られないと思う。もう一度、目的を明確にすることを問いたい。

・ 委員

➤ アンケートは取っているような気がするが、結果をまとめた資料はここにはない。
➤ アンケートは二種類あると思う。一つは制度を利用した人へのアンケート、もう一つは制度を利用する前のアンケートで、市民がどんなことを求めているかである。アンケート用紙の案を確認すれば担当課の関心事がわかると思う。
➤ 制度の利用率が 10%であることから、事前広報のパンフレットがあってもいいのではないか。

・ 部会長

➤ 市民の声や、利用者の声を聞くということに関して、現在利用者等に行っているアンケートがあるのであれば、そのデータを見せてほしいということを追加資料として依頼する。
➤ 今後、市民、一般のニーズを広くくみ取るようなアンケートをとる予定はあるか、構想はあるかといったことを問いたいと思う。

・ 委員

➤ 他市では川口市の約 3 倍の利用率があるが、これは本事業のパッケージに問題があるのか、周知方法に問題があるのか。

・ 部会長

- 他団体が川口市同様に葬祭業者に補助金を交付しているのか、改めて確認する。
- 実際の利用者と葬祭業者とのやりとりは見えないので、何か不透明なことを起こす可能性はないか。また、葬祭業者が入るということは本事業を紹介せず自前のプランに誘導することも可能で、結果として10%という利用率であるなら、これは問題ではないか。

次回に向けた確認

◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

・ 部会長

- 事業の目的を明確に述べること。市民の負担軽減だけでは明確なイメージが作れない。市民に広く救済と言う一方で、葬儀の多様化にも対応するというのは矛盾を含んでいる。特に、弱者救済なのか、広く市民なのか、そこは明確にしてほしい。
- 業者を通じて利用者に行っているアンケートの現物を提示すること。どのようなことをアンケートしているのか。また、利用者以外の一般市民にも関連する事業であるから、一般市民の意見をくみ取るようなアンケートを取る構想はあるか。あれば、どのようなことを考えているか。
- 他団体（自治体）の事業の実施状況を確認すること。他団体の利用率をはじめ、業者を通じて補助金を交付している団体ばかりなのか、市民に直接補助金を交付する団体はあるのか。
- 本事業の利用率が10%であることについて見解を説明すること。受益者が限られていることは問題であり、これは、市民が本事業を知らないからなのか、知っていてこの結果なのか。
- 利用者と市の中に業者に入れることが事業を不透明にしているように見えるが、方法として本当にそれでよいのか、説明すること。利用者と業者とのやり取りは、市では捕捉しえないもので、その間にどのようなやり取りがあって、どのような支払いがなされたかは不透明なものもあるのではないか。業者を入れるということは、業者自前のプランで実施したほうが利益につながるから、本事業を利用者に紹介しないということも当然起こりうる話である。

評価事業	海浜学園施設運営費・少年自然の家施設運営費
担当課	学校教育部 学務課
説明者	高宮次長、石田係長、増田主査、春原主事
ヒアリング	
<p>◆ 事業の概要説明及び事前質問への回答について、高宮次長から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前質問への回答は別紙1「事前質問一覧表」のとおり <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料2ページ及び3ページ、海浜学園施設運営費・少年自然の家施設運営費両事業の実施計画事業評価調書の5 視点評価で、業務プロセスの改善、民間の活用とあるが、どのようなことをしたのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間活用の具体例として、水上少年自然の家について、数年前に機械警備に切り替えたところで、順調に効果が上がっているということや、除雪の業務委託を行っていることが挙げられる。 ➤ 海浜学園施設運営費の実施計画事業評価調書で、5 視点評価の公平性評価のうち、受益者負担が「不明」とあるのはなぜか。あわせて、少年自然の家施設運営費の実施計画事業評価調書で、受益者の資格条件が「適正」とはどういう意味か。また、資料2ページ及び3ページ、実施計画事業評価調書の2 事業概要の「受益者」とは、一般人を指しているのか。川口から校外学習に行く児童生徒ではないのか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 海浜学園施設運営費の視点評価の公平性評価のうち、受益者負担の水準が「不明」である件については、大貫海浜学園の一般開放をしていないことから、不明とした。一方、少年自然の家施設運営費において、水上少年自然の家は一般開放を行っており、その金額は適正と考えているため、受益者の資格条件を「適正」と評価した。ここでの「不明」はそのような考え方をしたが、活用の仕方ということであれば児童生徒の活用が主であることから、ご指摘の受益者負担ということであれば、保護者の負担は適切だったと考える。 ・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 少年自然の家について、一般開放の利用者は何人か。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 令和元年度は933名、平成30年度は987名、平成29年度は922名である。 ➤ 両施設における校外学習の参加児童生徒数は何人か。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 令和元年度は小学生が4,965名、中学生が4,278名である。 ◇ 平成30年度及び平成29年度は次回回答する。 ➤ 6ページにある施設の保全計画の数字の単位は何か。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 百万円単位である。 ・ 部会長 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の保全計画はどのようにして作成したものか。作成プロセスや担当者について教えてほしい。 	

◇ 両施設の保全計画中の費用額は、令和元年度に個別施設計画を策定した中で示された金額である。修繕箇所ごとの予定時期及び費用について、また、令和 29 年度に予定している大貫海浜学園の建替え及び令和 39 年度に予定している水上少年自然の家の建替えの見込み額を一覧にしたものである。

・ 委員

- 大貫海浜学園が一般に開放できないのは所在地の自治体から制約を受けているからか。
 - ◇ 所在地が宿泊業を認めない用途地域にあるからである。以前は簡易的に一般市民の宿泊を受け入れていたが、法令に倣い、平成 22 年度から受入れを停止した。
- 大貫海浜学園を建て替えるとき、安全性の保たれたホテルのような施設で少しでも収益を上げられないものかと考えてしまうが、いかがか。
 - ◇ 確かに収益性という観点もあるが、海浜学園はあくまで教育施設であることから、現状の建物としては、この状態を維持していきたいと考えている。今後の計画でこの場所に建て直しということになれば、収益性については検討課題となると思う。

・ 部会長

- 平成 29 年度から令和元年度までの使用料収入も次回、回答していただきたい。

・ 委員

- 施設を維持・補修・改築していくための予算確保について、財政担当など内部で合意は取れているのか。
 - ◇ 取れていない。耐用年数で考えるとまだ期間はあるので、その都度必要な修繕をしながらこの施設を活かしていきたいと考えている。

・ 部会長

- 教育プログラムとして素晴らしいことは理解できるが、自前で施設を保有しなくても同様のプログラムは実施できるのではないか。その工夫をしたほうが費用ははるかに抑えられるのではないか。現在、施設維持・運営に係る予算を多額に投入しているが、これを児童生徒の費用負担に対する補助にすることもできるのではないか。この点について、何か試算はしているか。
 - ◇ 細かい試算はしていないが、ご指摘のような考え方についても、教育委員会で検討し始めたところである。川口市は学校数、児童生徒数が共に多いことから、受け入れ側の体制や体験学習の内容について、大きな課題であると認識している。

・ 部会長

- コスト面を次回、回答いただきたい。児童生徒を一人送り出すのにいくら費用がかかるのか、単価を見せていただいて、施設を維持することがどれほど合理的であるのか、次回ディスカッションしたいと思う。

・ 委員

- 施設の耐震補強はどうなっているか。
 - ◇ 耐震強度は問題ない。

ディスカッション

◆ 質疑応答を経て、委員同士でディスカッション

・ 委員

- 担当課としては、できる限りそのままで行きたいということである。

- ・ 部会長
 - 教育プログラムを守ることは大目的ではあるが、この施設を維持することが目的化していないか。
 - 施設維持費は長期的に見ると年々増加していく。しかし、早い段階で施設を廃止するというのも難しい判断である。
- ・ 委員
 - 民間施設で校外学習を実施した時にかかるコストを試算し、比較したらどうか。
- ・ 委員
 - 自前で施設を維持する必要があるのか。
- ・ 部会長
 - 教育プログラムとしては素晴らしいが、コストの問題もある。この事業を維持するために一番安いコストで済む方法を考えることが必要で、そのためには施設を維持することが合理的でなければならない。教育プログラム（校外学習実施）にかかるコストを求めて比較する必要がある。
- ・ 委員
 - 他団体の校外学習の状況も知りたい。どのくらいの団体が自前の施設で校外学習を実施しているのか。

次回に向けた確認

◆ ディスカッションの結果について、部会長から事業担当課へ伝達

- ・ 部会長
 - 施設にかかるコストの資料の提出。教育プログラム（校外学習実施）にかかるコスト等、ランニングコストと比較できるコストを知りたい。
 - 他団体（自治体）の状況のわかる資料の提出。どのくらいの自治体が自前（の施設）で校外学習を実施しているのか。施設維持費は長期的に見ると年々増加していく。建替や大規模改修を実施する前に、現段階で比較衡量できるものはしておいた方がよい。
 - 大貫・水上 2 つの施設を維持すべき理由についての説明。自前の施設を持つメリットとして、教育プログラム（校外学習）の実施のしやすさや利便性があるのは理解できる。一方、デメリットとして経常的に維持費が嵩むことが挙げられる。校外学習利用者と比べて、利用者が 1 割程度にしか満たない一般開放をやめ、小学校・中学校で通年での共同利用をするなど工夫をして、利用施設を 1 つに集約すれば、維持費も半減できると思われる。

○葬祭事業（保健総務課）

No.	質問内容	保健総務課からの回答
1	<p>事業が開始されたのは昭和26年度からとあるが、その当時の葬儀事情や当事業の内容の変遷について分かる範囲で教えてほしい。 また、補助金4万円の根拠を教えてください。</p>	<p>葬祭事業は、東京都が戦後の時期に、葬儀を行うことが困難な方のために祭壇等を貸し出したことから始まり、本市においても昭和26年から事業を開始した。当時は自宅での葬儀が主流であったが、時代の変化とともに、自宅ではなく式場で葬儀を行うことが多くなり、現在では通夜・告別式を行わず火葬のみの葬儀が普及するなど、葬儀形態は多様化してきている。本市では、制度開始当初から市が保有する祭壇の貸出し、棺や骨壺など葬具の提供、霊柩車による遺体の搬送などを行っていた。葬祭業者とは市が委託契約を締結し、祭壇の飾り付けや遺体の搬送など、1回葬儀を実施することに、契約単価に基づいた金額を支払うとともに、利用者からは葬祭用具使用料、霊柩車運行手数料として、費用の一部を負担いただいていた。しかし、葬儀全体にかかる費用において不明瞭な部分が大きかったこと、保有する祭壇や葬具の維持管理が必要であったこと、火葬のみの葬儀に対応していなかったことなど、課題が多かったことから、事業内容を見直し、平成30年度から、現在のパッケージ型事業として実施しているもの。 4万円の補助額は、制度変更前の事業において、市が負担していた金額や、近隣の類似事業を実施している自治体の補助金額を参考として設定したものの。</p>
2	<p>当事業の存在を知り得る手段（広告等）はどのようなものがあるか。</p>	<p>市ホームページに掲載するとともに、パンフレット「葬祭事業のご案内」を本庁舎受付や支所の窓口で配布している。また葬祭業者によっては、業者のホームページやチラシ等に掲載をしている。</p>
3	<p>本事業の登録業者になっている葬祭事業者の割合は。</p>	<p>川口市めぐりの森を利用するにあたり、葬祭業者にはめぐりの森の利用登録をさせていただく。6月時点での市内業者の登録社数が49社であり、そのうち31社が葬祭事業に登録しているの で、約63%となる。</p>
4	<p>市内で行われる葬儀のうち、当事業の補助を受けている葬儀の比率は把握しているか。</p>	<p>令和2年度における川口市めぐりの森の火葬件数の市内部分の火葬件数が5148件であり、葬祭事業の適用件数が534件であるとあるため、約1割の利用率となる。</p>
5	<p>アフターコロナを考えても、今後、小規模葬祭の需要は拡大傾向が続くだろうが、そうした市民の需要に提供サービスがマッチしているか否かの検討をするためにも当該事業の利用者の生活水準等を分かる範囲で教えてください。</p>	<p>利用者の生活水準等については現在把握していない。</p>
6	<p>『外部評価事業内容説明シート』の最終の欄について。 (1)「平成30年度に制度の見直しを行った」とあるが、どんな見直しを行ったか。 (2)「想定していなかったケース等」とは、どんなケースか。 (3)「制度の適正な運用の周知に努めた」とあるが、誰に、何の周知を行ったのか。</p>	<p>(1) 事前質問1の回答のとおり。 (2) 日ごろ業者から問い合わせのあった内容について、改めて確認を行い、例えば遺体に特殊な処置を施す場合の取り扱いなど、個別に対応したものである。 (3) 登録している葬祭業者は31社おり、これまでの取扱実績が異なることから、制度の理解度に差が出ないように、利用者への説明方法や、仕様の内容等について改めて確認した。</p>
7	<p>この事業の主たる目的は、登録葬祭業者への支援か、または市民への支援か。また、市民への支援ということであれば、公金を拠出するにあたり、利用する市民に所得制限がないのはなぜか。</p>	<p>主たる目的は市民の負担軽減であり、経済的な理由だけではなく葬儀に対する価値観の多様化も踏まえた制度であるため、所得制限を設けることは現時点では考えてない。</p>
8	<p>当事業の基本仕様は、「葬祭事業のご案内」に詳細に記載されているが、「葬祭業者独自提供」については、業者次第となっている。例えばある登録業者で、両者合わせX万円の葬祭を行う場合、補助が出る川口市民の葬祭と、他の一般人の葬祭ではどこが違うのか。前者は補助が出てX+4万円の葬祭、一般人はX万円の葬祭だが、その補助金分の差はどこに見えるのか。補助した差が明確になるよう葬祭業者と議論したことはあるか、あればその内容、結論を教えてください。</p>	<p>仕様2の場合、本来16万3000円かかる葬儀を市が2万円間接補助することで、利用者は14万3000円負担するということとなる。通常の葬儀であれば仮に同じぐらいで葬儀を行った場合、業者へ16万3000円を支払うこととなるが、そもそも葬儀において費用の内訳が不明瞭なことが多いため、葬祭事業により行う葬儀については、明確な費用の内訳を積算と説明を、葬祭業者に求めている。 例えば、16万3000円での仕様2の場合は16万3000円の内訳を、市民の方にきちっと示し、そこから2万円が割引されるというイメージで説明をいただいている。 また、この基本仕様を作成にあたっては、業者と情報交換、議論をし、内容を定めている。</p>

9 葬祭が簡素化してきている中、安価な葬祭を提供する新たな業者も出てきており、市民からしても補助のある葬祭と他の業者の葬祭を比較したいと希望していると思われる。例えば、民間事業者の「小さなお葬式」では、葬儀の総額で葬祭を案内しており、これと比較できる形で市が補助を出す葬祭の総額を提示しても良いのではないか。これまでそういう方向で検討または、登録業者と議論したことはあるか。

式場やマイクロバスなど、人数や装備によって変動する部分が発生するため全てをパッケージ化して、総額記載とすることは難しい。質問にもあった「小さなお葬式」でも、追加費用が発生する旨ホームページにも記載がある。平成30年度の事業見直しの際には、葬祭業者と意見交換をした上、最低限葬儀を実施する上での必要なものとして、現在の仕様を設定した。

○海浜学園施設運営費・少年自然の家施設運営費（学務課）

No.	質問内容	学務課からの回答
1	議論の前提として、川口市の小学校、中学校の児童生徒数は、今後どう推移して行くのか大まかでよいので教えてほしい。	今後の児童生徒数の推移について、令和3年度現在と6年後の令和9年度の見込みは、小学校が令和3年度は2万9,156人、令和9年度は2万8,175人、中学校が令和3年度は1万3,538人、令和9年度は1万5,024人となっている。このことから、将来的には緩やかな減少が予想されているものの、今後も一定期間は、多少の増減がありつつも、現在の人数を維持していくと考えている。
2	両施設の校外教育以外の施設の活用方法を教えてほしい。 水上自然の家は、学校利用のない冬季期間は時期は市民利用があるようだが、大貫海浜学園の、夏季に市民利用がないのはなぜか。或いは以前、実施していたのか。	校外教育が実施されている以外の期間については、水上少年自然の家は12月中旬から3月にかけて一般開放を実施している。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から中止とした。今年度の実施についても、状況を見極めたうえで判断する必要があると考えている。なお、大貫海浜学園につきましては、平成22年度までは、同様に一般開放を実施していたが、本施設の地区が宿泊業を営むことができない用途地域であること等から廃止した。
3	両施設とも、児童生徒一人当たりの経費を見たとき、受益者負担の観点からすると低額のように思えるが、事業費との兼ね合いから負担増の検討を行なったことはあるか。	保護者負担金については、大貫・水上に限らず、本市の宝である児童生徒が、教育課程においてそれぞれ置かれた環境に左右されることなく、だれもが等しくその機会を得ることは重要なことである。こうした観点から、児童生徒が貴重な経験を得るにあたり、大貫・水上にある市所有の両施設で実施する校外教育の保護者負担分については、慎重に検討する必要があると考えており、現在のところ、食費相当額を保護者負担金としており、負担金の増額は検討していない。
4	他市でも校外学習は、行われていると思うが、施設を市で所管している自治体と民間施設を利用している自治体どちらが多いか。また双方の場合のメリット・デメリットを教えてください。	他市の状況については、資料18ページ以降に記載している近隣自治体の状況以外は、詳細について把握していない。施設の所有のメリットについては、事業概要の説明のとおり。デメリットについては、市内全校における同様の活動や安定した継続が困難になる可能性が考えられる。
5	小・中学校ともに、社会性、道徳性の向上を養ううえで、修学旅行も実施していると思うが、修学旅行と比較してこの2つの校外学習の目的は、どのようなことに主眼を置いているか教えてください。また、社会性、道徳性の向上のほか、事業の効果とはどのようなものか。	修学旅行と大貫・水上における校外教育の意義や目的の違いについては、修学旅行は、自然・文化・経済・産業・政治などについての見聞を広めるとともに、集団の決まり・公衆道徳などについての望ましい体験を得させることを目的としている。これに対し、大貫・水上の目的は、事業概要の説明のとおり。そのため、小中学校の教育課程において、どちらも欠かすことのできない大変重要な学校行事の一つと考えている。
6	昨年から日帰りで実施しているが、日帰り実施での校外教育の成果とはどんな成果か。川口市内の活動では成しえない成果なのか。	昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず中止とした。今年度の実施方法については、教育委員会内部や各学校からも意見を徴したうえで、日帰りでの実施とした。日帰りでの実施であっても、川口にはない自然や現地の空気触れること、また、車窓からの景色においても、これまで学習してきたものを実際に目にすることで、川口では得られない貴重な経験を得ることができると考えている。
7	子供たちの立場にたって考えると2施設とも非常に大切に、可能であるならもっと施設があって選択肢があった方がよいのは当然だが、そこには市税が使われる。人口減少等社会状況を鑑みると、市の負担は増加する一方で、税収は必ずしも右肩上がりにはならないと予想される状況の中、この事業の長期的な将来についてどのように考えているのか。 そして、その判断のもととなっている統計、資料、分析結果があれば教えてください。（今後、何年使用するのか、それに伴う修繕及び工事費の価格、建替えの費用の目安、将来的な両施設の統合などのビジョン等々）	現在のところ、財政的な負担も考慮しつつ、活動を維持できるよう必要な修繕を実施し、可能な限り維持していきたいと考えている。併せて、今年度で、大貫海浜学園は築39年、水上少年自然の家は築29年となるため、今後の健全な維持管理のため、計画的な修繕や改修も必要と考えている。なお、修繕や改修に要する経費として、令和元年度に実施した個別施設計画において示された金額を一覧にしている。また、大貫・水上における校外教育の今後について、活動を維持するための修繕は、財政部局をはじめ関係部局と調整のうえ継続していく考えである。そのうえで、将来的な実施方法や在り方については、学務課と指導課のみではあるものの、昨年度から検討を開始したところである。しかし、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中において、令和3年度の実施方法をはじめとした直近の対応に関する検討を余儀なくされた。今後は、両施設の築年数や教育を取り巻く環境の変化等に注視しつつ判断したいと考えている。